

アナリストの眼

経営者保証改革の現状と金融機関の役割

【ポイント】

1. 経営者保証は、経営の規律付けや資金調達の円滑化に寄与する一方、積極的な事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を阻害する面がある。
2. 「経営者保証に関するガイドライン」によって、経営者保証徴求時の対応や法的な個人破産手続きに依らない保証債務整理の手続き等が示された。
3. 「経営者保証改革プログラム」が策定され、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革が強く推し進められ、一定の効果が表れている。
4. 経営者保証に代わる経営の規律付けや、更なる経営者保証の依存脱却に向けて、金融機関や中小企業活性化協議会等によるガバナンス体制の整備支援が重要となる。

1. 経営者保証の利点と問題点

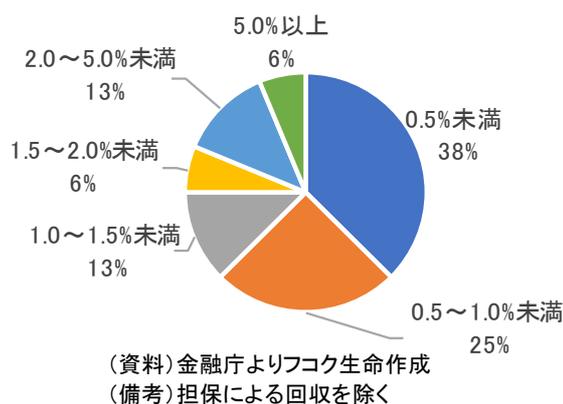
経営者保証とは、事業者（法人）が、金融機関から融資を受ける際、経営者個人が法人の連帯保証人になることを指す。経営者個人は保証債務を負うことから、経営している法人が返済困難や破産に陥った場合、金融機関等の債権者は経営者個人に対して、返済を求めることが可能となる。これまで中小企業を中心に広く活用されてきた。

貸し手である金融機関はなぜ経営者保証を徴求するのか。金融機関が期待している効果は、主に「経営の規律付け」や貸出債権の「保全」である。前者は経営者が勤勉に働いてくれる、経営に奮闘してくれる、会社の資金を無駄遣いしない、公私混同しない、といったものであり、所謂ガバナンスという言葉に近い。

後者に関して、金融庁が地銀・第二地銀（105行）に対して2018年に行ったアンケート調査によると、貸出債権に対する経営者保証からの回収率（担保による回収を除く）は、回収率を把握している32行中約6割で1.0%未満となっており、「保全」効果は著しく低い（図表1）。そもそも回収率を把握していない銀行が多かったことと併せると、金融機関は回収を前提とした「保全」による効果よりも、「経営の規律付け」の効果として、経営者の私利私欲に基づく行動を抑止し、真っ当な経営へ導くための手段としての活用を重視している場合が多いといえよう。

次に借り手である法人（主に中小企業）目線では、経営者保証を付けることで金融機関の信用を得やすくなり、円滑な資金調達が可能となる。一方で、事業に失敗して法人が破産に追い込まれる場合、経営者は連帯保証人として法人の債務を抱えることとなる。経営者は返済のために私財売却などを行い、それでも返済が難しければ経営者自身が破産に追い込まれる場合も少なくない。そのため、積極的な事業展開や早期の事業再生、

図表1. 貸出債権に対する経営者保証からの回収率



円滑な事業承継を阻害する面があり、経営者保証を理由に起業をためらう者も多い。

以上のように、経営者保証を活用することは、貸し手・借り手ともに利点はあるものの、一方で法人の意欲や活力を減退させるといった問題点も存在している。

2. 経営者保証の依存脱却に向けた取組み

経営者保証に潜む問題点を踏まえ、日本商工会議所と全国銀行協会の主導により、2013年12月に「経営者保証に関するガイドライン」が策定された。法的拘束力はないが、経営者保証徴求時や保証履行時等における中小企業、経営者、金融機関共通の自主的なルールと位置付けられている。法的な個人破産手続きに依らない保証債務整理の手続き等についても定められている。なお、ガイドラインに基づく保証債務整理を行った場合は、信用情報機関に報告・登録されないという利点もある。

ガイドラインによると、経営者保証に依存しない融資の一層の促進のため、中小企業と経営者が、①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保の3要件を充たすことが出来れば、金融機関は経営者保証を求めない可能性や、経営者保証付き契約の保証解除等を行う可能性があるとのことである。

その後、2019年12月に「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の策定、2022年3月に「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」が公表された。2022年12月には経済産業省、財務省、金融庁が「経営者保証改革プログラム」を策定し、経営者保証の依存脱却に向けた取組みの大きな転換点を迎えている。

3. 経営者保証改革プログラム

「経営者保証改革プログラム」は、「経営者保証に関するガイドライン」の認知度が十分ではないことから、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させることを目的に策定された。プログラムでは、以下の4分野を重点的に取り組むことが示された。

- ①「スタートアップ・創業」では、創業時の保証制度として、「スタートアップ創出促進保証」が創設され、定期的なガバナンス体制のチェックや各信用保証協会所定の信用保証率に0.2%上乗せをすること等によって、経営者保証を不要とする。
- ②「民間金融機関による融資」では、金融機関による経営者保証徴求時の手続きに対する監督が強化され、経営者保証を締結する場合は、保証契約の必要性等に関し、事業者・保証人（経営者）に対して、「どの部分が十分ではないため保証契約が必要となるのか」、「どのような改善を図れば、保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」を説明し、その結果等を記録のうえ、金融庁へ報告することとなった。なお、指標として「無保証融資件数」＋「有保証融資で適切な説明を行い、記録した件数」＝100%を目指している。
- ③「信用保証付融資」では、前述のガイドライン3要件を充たしていれば、経営者保証を解除する取組みを徹底すること、また、3要件を充足していない場合においても、法人から代表者への貸付等がないこと、定期的に決算書類等を金融機関へ提出していること等の要件を充足していれば、一定の保証料上乗せで経営者保証の解除を選択できるようにする。加えて、売掛債権・棚卸資産等の流動資産を担保とする融資に対する信用保証制度においては、経営者保証の徴求自体を廃止する。
- ④「中小企業のガバナンス」では、持続的な企業価値向上の実現に向けて、中小企業経営者と支援機関の目線合わせを図るとともに、支援機関向けの実務指針の策定や中小企業活性化協議会の機能強化を行い、官民による支援態勢を構築する。

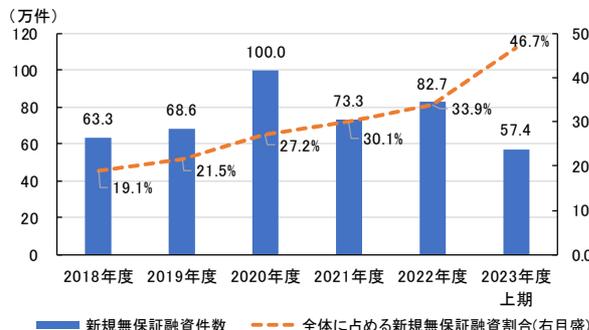
以上のように「経営者保証改革プログラム」では多岐にわたる施策が実行され、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革が強く推し進められている。

4. 経営者保証付き融資の動向

「経営者保証に関するガイドライン」の導入以後、新規無保証融資の割合は増加の一途を辿っており、特に「経営者保証改革プログラム」公表後の2023年度上期実績では約47%まで上昇した（図表2）。保証契約解除件数においては、コロナ禍の影響から、2020～2022年度の3年間は横ばいであったものの、2023年度上期実績は、これまでも大幅に超えるペースで推移している。加えて、停止条件付保証契約や解除条件付保証契約、流動資産担保融資を指す、代替的な融資手法を活用した件数も急増した（図表3）。なお、停止条件付保証契約とは特約条項（コベナンツ）に抵触した場合に保証の効力が発生する契約であり、解除条件付保証契約とはコベナンツを充足した時点で自動的に保証が消滅する契約を指す。

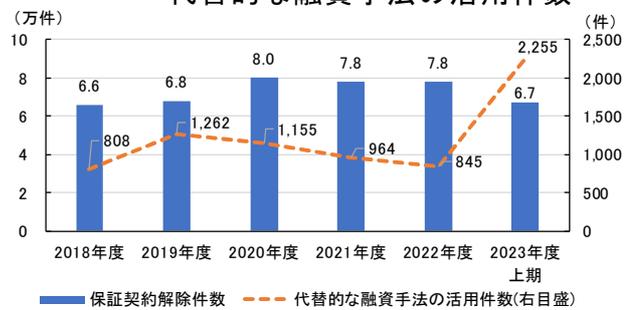
「経営者保証改革プログラム」の策定を受け、2023年4月に金融庁の監督指針も改正されたことから、金融機関の行動に大きな変化が生まれたと言える。なお、100%を目指している「新規無保証融資等の割合」と「有保証融資で適切な説明を行い、記録した割合」の合計は、速報値で92.6%（2023年度上期実績）となった。

図表2. 新規無保証融資件数および割合



(資料)金融庁よりフコク生命作成
(備考)民間金融機関が対象

図表3. 保証契約解除件数および代替的な融資手法の活用件数



(資料)金融庁よりフコク生命作成
(備考)民間金融機関が対象

5. 金融機関の役割

今日まで経営者保証の依存脱却に向けた様々な取り組みが行われ、着実に結果に表れており、この流れは今後も続くだろう。ただし、決して経営者保証そのものが否定されている訳ではない。ガバナンス体制や財務状態が一定要件に達していない場合に経営者保証を活用することは、金融機関の信用リスク管理上、必要である。重要な点は、保証契約の必要性等に関する適切な説明や代替的な融資手法の検討を行い、経営者に納得感を持ってもらうことである。また、融資実行後においてもガバナンス体制の整備や収益力の改善・強化に向けた支援を継続し、経営者保証の解除に向けて協力することである。

冒頭にある通り、金融機関は経営者保証に対して「経営の規律付け」を期待している。経営者保証の解除に向けては、財務状態の改善だけでなく、ガバナンス体制の構築が必要不可欠となる。中小企業の場合、一代で会社を急成長させてきた経営者や同族会社も多く、ガバナンス体制の整備が追い付いていない企業も少なくない。昨今、大企業においても、ガバナンスの欠如を主因とした事象が相次いで発生し、大きな問題となっている。ガバナンスは、持続的な企業価値の向上に向けて、最も重要なファクターといえる。

「経営者保証改革プログラム」においても、ガバナンス体制の整備支援として、主に全国の商工会議所が運営主体となった中小企業活性化協議会等による機能強化が盛り込まれている。積極的に活用されるためには、常日頃から経営者と情報交換をしている金融機関が周知・活用促進をしていく必要がある。経営者保証改革の更なる加速および中小企業の活性化は、今後の金融機関の行動が鍵を握っている。

(融資管理グループ 中井 寛記)